

令和3年12月23日

第12回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室1・2
2. 開会日時 令和3年12月23日(木) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
鍋島委員 堅田委員 中村委員
谷脇(裕)委員 古谷委員
(推進委員7名) 宮田委員 谷脇(督)委員 森光委員
三本委員 高橋委員 谷本委員 坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 山口委員
(推進委員1名) 森田委員
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
森本主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について
議案第5号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
議案第6号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について
[2] 農地法施行規則第29条第1項に係る届出について

開会宣言	中西会長 只今から、令和３年第１２回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 国広局長 本日は、８番山口委員、９番森田委員は欠席との報告をいただいております。 それでは、会長よろしくお願いします。
議 長	中西会長 本日は、忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 それでは日程第１、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は１０番 堅田委員、１２番 谷脇（裕）委員、よろしくお願いします。
議 長	中西会長 それでは日程第２、議事に入らせていただきます。議案第１号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第１号 非農地証明願について 番号１から番号４まで議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 確認委員のご意見ををお願いします。
意 見	６番 坂本委員 番号１について、中西会長と現地確認してきました。申請の通り長年雑草や灌木類が生えた状態で放置されており、非農地化した状態となっております。 １３番 谷脇（督）委員 番号２について、中西会長と現地確認してきました。申請の通り住宅が建っており、非農地として問題ありません。

議 長	6 番 坂本委員 番号 3 につきましては、以前は田であった土地ですが、申請地一帯が宅地化されており、住宅として利用されている為、非農地として問題ありません。 1 2 番 谷脇（裕）委員 番号 4 について、宮田委員と現地確認してきました。申請の通り山林となっていました。非農地として問題ありません。
	中西会長 番号 1 から番号 4 について、何かご意見、ご質問があればお願いします。 （発言なし）
	審 議 中西会長 特になければ、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することと決定いたしますがご異議ございませんか。
	採 決 農業委員（異議なし）多数。
	議 長 中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 1 から番号 7 まで議案書をもとに朗読】
補足説明	竹下次長 補足説明します。今月の案件は 7 件になります。番号 1 について、譲受人は、文旦を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻が、年間 2 3 0 日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が 3 0 a に達しているため、問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、小夏を作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号

議 長	2について、譲受人は、ミョウガ、露地野菜等を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻、長男が、年間360日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、水稻を作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号3について、譲受人は、ミョウガ、水稻、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻、両親が、年間300日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、ミョウガを作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号4について、譲受人は、オリーブ、やまもも、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻が年間320日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、ジャガイモを作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号5及び番号6については、同じ譲受人になりますので一括で説明します。譲受人は、水稻、いちごを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻が年間320日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、水稻を作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号7について、譲受人は、水稻、大根、ジャガイモ等の露地野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻が年間320日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、水稻を作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。以上農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 中西会長 関係委員のご意見をお願いします。
------------	---

意見	竹下次長 番号1及び番号2については、本日欠席の山口委員から、問題ないとの連絡をいただいております。 4番 鍋島委員 番号3について、ハウスが建っている土地を借りていたものを買収するとのことでしたので、問題はありません。番号4について、地目が原野になっていますが、現況が畑ですので、問題はありません。番号5及び番号6ですが、隣の土地を借受人が持っており、買収するとのことですので問題ありません。番号7は、前回あっせん依頼があったもので、買手が見つかったとの事で、問題はありません。 中西会長 番号1から番号7について、皆さんから何かご意見、ご質問がありましたら、お願いします。 (発言なし)
審議	中西会長 特に意見もなく、問題がないようですので、番号1から番号7について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。
議長	中西会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号2 議案書をもとに朗読】

補足説明	国広局長 補足説明します。まず番号1について、農地の区分と、転用目的についてです。申請地は、第1種農地と判断されます。転用の目的は、現在、実家暮らしであるが、祖父母、両親、申請者、妻、子ども2人、合計8人で生活しており、子どもも小学生になり、実家暮らしでは手狭になってきたことから、居宅を新築するものです。申請地は、実家と同じ集落にあり、今後農業を継承する立場からも、農地耕作上利便性も高く、最適な場所です。なお、申請地は、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第4号に規定される、集落に接続して設置されるものに該当するものであり、他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地整地費〇〇円、建築費等〇〇円、その他諸経費〇〇円、合計〇〇円は、金融機関から借り入れての計画で、資金証明の提出もあり、資力に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供することについての確実性は、工期は、転用許可日から令和4年11月25日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、転用面積196.15㎡、は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、敷地内に設置する集水桝から、埋設する雨水管を経由し、東側水路青線へ排水。生活排水は、合併浄化槽で浄化後、敷地内に埋設する排水管を経由し、同じく東側水路青線へ排水。排水に関する同意は、利用している池ノ内土地改良区及び、池ノ内水利組合の排水同意済みであり、管理課である、須崎市建設課担当にも排水に関する許可は不要との確認済みです。また、転用に関する同意も池ノ内土地改良区より承諾済みであり、周辺農地の同意を得ており、問題ないものと判断します。最後に、進入路は、西側市道より進入となりますが、市道への工事等はありませんので、占用工事許可等、管理課である須崎市建設課担当に許可不要との確認済みです。番号2について、農地の区分と、転用目的についてです。申請地は、その他の農地（第2種農地）となります。転用の目的は、自己住宅を建築するもので、申請理由は、現在、須崎市吾井郷のマンションを住まいにしていますが、子どもも生まれ、家族3人では手狭になったこと、また、申請地は農業を営む両親の居宅にも近く、子どもの面倒を見てもらえ、今後の事も考えると、他に適地はなく、父の所有する農地を、無償で譲り受け、自己住宅建築したいとのこと。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地造成費〇〇円、建築費等〇〇円、合計〇〇円は、自己資金〇〇円、残り〇〇円を借り入れての計画で、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供することについての確実性は、工期は、転用許可日から令和4年12月末日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積112.20㎡、所要面積423㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、自然浸透及び申請地内に設置した各集水桝を経由し、埋設する排水管を通して、西側市道側溝へ排水。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、埋設する排水管を通して、同じく西側市道側溝へ排水。
------	--

	それぞれの市道排水における同意、工事占用については、管理課である、須崎市建設課担当に許可不要との確認済みです。また、周辺農地の同意も得ており、問題ないものと判断します。進入路は、西側市道より自己所有地の接道及び農道を通り進入となりますが、市道からは現状のままでの進入となること、接道に接している農道についても、現状のままでの利用となるので、管理課である須崎市建設課担当に、工事占用許可は不要との確認済みです。
議 長	中西会長 関係委員のご意見をお願いします。
意 見	1 1 番 谷本委員 番号1は、第1種農地となっていますが、池ノ内土地改良区からも外れており、裏には大きな排水もあるので問題ないです。 中西会長 番号2に関しては、先月の総会で非農地証明を出した道の隣接地です。隣は建売住宅となっており、住宅地になっています。こちらについても問題はありません。 中西会長 何かご意見、ご質問があればお願いします。 森本主幹 番号2について、申請書の所要地ですが、3 4 2 m²が実測で所要が4 2 3 m²になっていますが、間違いでしょうか。 国広局長 議案にある3 4 2 m²は農地の面積であり、申請書の所要地の面積は非農地である進入路と一体的利用になりますので、その部分が含まれた面積になります。 中西会長 他にご質問等ございませんか。 (発言なし)
審 議	中西会長 特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付及び、

	高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長
	特にご異議ないようなので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について は、農地法第 5 条 3 項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。
議 長	中西会長
	続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長
	【議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	国広局長
	補足説明します。こちらについては令和 2 年 1 1 月 1 8 日付けで、農地転用許可があった件の事業計画の変更になります。変更内容については、〇〇の建売住宅から売建住宅、注文住宅への内容変更、併せて、工事完了期間の変更となっております。変更理由は現在の情勢で、これまでよりも顧客ニーズに対応しながら販売を促進するものであるという理由となっております。
議 長	中西会長
	何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	1 2 番 谷脇（裕）委員
	事業計画の変更を認めないとした場合どうなりますか。 国広局長 認めないとした場合、そのように意見書をつけて、県に送付し、県が最終判断をすることになります。今回の場合は、住宅を買う人と話をしてから家を建てるようになります。今まで建っていなかったのは、コロナの関係で資材等の調達が遅れたとのこと。

審 議	中西会長 特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第5号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第5号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問） 議案書をもとに朗読】
補足説明	森本主幹 須崎市農林水産課担当の方から説明させていただきます。まず、整理番号①について、市外の法人が携帯電話無線基地局を設置する申請で、実際に設置は完了しています。農地区分は第2種農地です。事業法人が安和周辺への携帯のサービス提供を行う為のものとあり、電気通信事業法117条第1項では、総務大臣の認定を受けた携帯電話の基地局の設置は、その公益性の高さ等から、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可は不要とされており、当該地区は農業振興地域から除外の許可の前に基地局が設置できるものとなっております。整理番号②について、申請者は市内の男性で、3筆の申出となっております。前の所有者である申請者の亡き父親が、平成3年頃から倉庫及び駐車場として利用しており、現在に至っております。今後も農地として利用する予定はなく、現状のまま所有権の移転を行いたいため、申出がされたものとなります。除外後は、非農地証明の申請に移るとのことです。農地区分は第2種農地です。整理番号③については、申請者の息子である転用予定者は、現在借家で妻と子、3人で暮らしていますが、来春2人目の子どもが生まれる予定であり、現在の借家では手狭となるために、申請地に自己住宅を建築することとなります。場所の選定にあたっては、他の場所も検討したようですが、住宅用地として適当な場所がなく、本申請に至ったとのこと。隣接農地からの同意及び排水に関する水利組合からの同意も得ております。申請地については、昭和62年頃、土地改良が

	行われた第1種農地ではありますが、8年以上経過していること、集落接続性が認められることから例外規定に該当し、転用見込みがあると考えております。整地番号④については、申請者は市内の女性、5筆の申出となっております。農地区分は第3種農地です。転用予定者は竹材加工販売を行う法人であり、現在の竹材保管場所は、津波が発生した場合影響を受ける可能性があり、できる限り早く場所を移転したいとのことです。法人の業績が好調により、今後事業拡大を模索しているため、令和2年11月に除外申出があった土地を活用しても尚、竹材を選別、保管場所が不足することから今回の申出に至ったとのことです。申請地の真ん中には農業用水路がありますが、土地の形状を変更する予定はなく、影響はないと市担当課である農林水産課と事前に協議があり、了承をしております。整理番号⑤について、申請者は27名、一部除外を含む59筆の申出で、農地区分は第2種農地です。申請理由は、本申請地は営農できない所有者が増え、非耕作地が多くなっている状況の中、木質チップ工場用地を探している事業者があることを知り、地権者の総意により、土地管理等のために、本除外申請に至ったとのことです。隣接農地に関しては、直接隣り合った農地はすべて申請者に含まれており、国道、桜川の堤防、須崎市道にしか直接接しておらず、桜川の対岸の農地までの距離は、30m以上離れており、現状の堤防の高さを超える造成を行わないことから、隣接地の同意に関しては不要と考えている旨の書類が提出されています。本申請地の中には既に農地から宅地等に転用されている箇所が2ヶ所見受けられ、いずれの土地所有者からも、始末書が提出されています。土地の選定理由については、面積や交通アクセス等の条件を定め、須崎市内において、港町、潮田町等を本申請地と比較した結果、選定条件をすべて満たしている土地は他になく、木質チップ工場用地及び原木置き場としてこの土地を選択したとのことです。整理番号⑥について、申請者は市内の男性で、農地区分は第2種農地です。平成8年6月頃から申請者の亡き父親が、農業用資材等を保管する目的で倉庫用地として現在に至っています。隣接する土地を、木質チップ工場用地として除外申請する際に、本土地を除外、転用する必要があると知り、本申請に至ったとのことです。除外後は、非農地証明の申請に移るそうです。次に、整理番号⑦について、申請者の息子である転用予定者は、現在借家で暮らしていますが、申請者が管理している農地を耕作、管理するために本申請地に自己住宅を建築する事を希望しています。他の場所も検討したようですが、住宅用地として適当な場所がなく、本申請に至ったとのことです。申請地は第1種農地ではありますが、集落の接続性が認められることから、例外規定に該当し、転用見込みがあるものと考えます。整理番号⑧について、申請者及び転用予定者は市内の男性で、農地区分は第1種農地です。現在ある墓地は、本申請地北西300mほど離れた山中にあるとのことです。申請者の母が高齢となり、墓参りが難しくなってきたとのことです。家族とも話し合い、申請地に新たに納骨堂を建立する予定です。また、20年以上前に、申請者の亡き父親が設置した浄化槽用地がありますが、この部分については、除外決定後非農地証明の申請をしたいとのことです。本年8月に申請者の母が、除外や転用の許可が降りていない状態で造成工事に着手しましたが、始
--	---

議 長	末書も提出され、今後は法令を遵守するよう指導も行っております。なお、申請地については第1種農地ではありますが、集落の接続性が認められることから、例外規定に該当し、転用見込みがあると考えます。
意 見	中西会長 多くの案件がありますが、広範囲に渡るチップ工場につきましては、特に慎重に話をしていきたいと思います。ご質問等あればお願いします。 3 番 高橋委員 整理番号⑤についてですが、開発許可等が認可される見込みがあつての申請でしょうか。 森本主幹 こちらの申請地は、都市計画区域外になります。ただ、都市計画法上、都市計画区域外に10,000㎡を超える敷地において、建物等を建設する場合は開発申請が都道府県知事の許可が必要となっており、除外の決定後、そちらも進んでいくことになっています。 3 番 高橋委員 大体の開発許可が降りるのかどうかはわかっているのでしょうか。 森本主幹 今回の判断までには開発許可が降りる見込みまでは、具体的に申し上げることができる状態にはないです。 3 番 高橋委員 農振農用地から外れても、開発許可が降りない場合は事業ができませんが、その時はどうするのでしょうか。 森本主幹 農業振興地域の整備に関する法律上の農振農用地から外れるというだけで、地目としては開発許可が降りない状態の農地になってしまうという可能性もあります。 3 番 高橋委員 そうなる場合もあるという事も、申請者の方にお話はされているという事ですか。

	森本主幹 行政書士を挟んでのやりとりになるので、所有者１人１人とお話はしていませんが、地権者の総意という事で出ております。それを１人１人が把握しているかという事は言い切れないところではあります。除外、開発許可、転用、契約という手順を踏まなければいけません、各関係法令等についても、今後進めていく中で申請者代理人の行政書士に各管理課にも行くよう県から指摘を受け、指導をしております。現状、明らかに何かが法令等に触れているというような部分は把握できておりません。 10番 堅田委員 所有者全員が今回の開発に賛成とはなっていないと認識していますが。 森本主幹 地権者全員から委任状をいただいた上での申請ですので、書類上は同意しているということになっております。 3番 高橋委員 河川を挟んで30mは離れていると説明がありましたが、それで他農地に全く影響がないと言い切れるのでしょうか。規模も大きく、内容もチップ工場という事ですので、周辺農地と30m離れているからといって影響がないと言えるのでしょうか。 森本主幹 言い切れないです。 5番 三本委員 チップ工場というのは、間伐材等を原料としたチップと産廃を原料としたチップと両方あると思いますが、チップ工場がどのようなものかについて理解して同意をしているのですか。 森本主幹 最初は、木質バイオマス発電所として申請予定でしたが、転用予定者である事業者が説明会を行った際、木質バイオマス発電所については賛同しかねるという地権者の方から声があり、チップ工場なら、ということで総意がまとまり、本申請に至ったとのこと。地元の方が、どこまで理解しているかまでは、書面上いただいていないので明確な回答ができません。
--	---

	1 3 番 谷脇（裕）委員 承認しないことについて、具体的な理由が必ず必要でしょうか。 森本主幹 明確に特定の法令に触れている、所定の要件を満たしていないといった部分は見つかっていません。 1 3 番 谷脇（裕）委員 地形から判断からすると、申請地は遊水地として機能していたものではないかと思えます。そういった部分からの危惧や計画性に関しても議題になるかと思いますが。 森本主幹 桜川の堤防を兼ねた須崎市道の高さを超えない造成を計画しているとのこと。現状はそこまでの計画までしか把握していませんが、その造成によって遊水機能の危惧についても、河川法や農地法に明確に抵触するものではありません。ただ、周辺農地を、桜川を挟んだ農地まで拡大するかどうかに関しては、委員会の判断によるかと思えます。 1 3 番 谷脇（裕）委員 上流域の意見も必要になってきますが、遊水は下流から上がってくるものもあるので、多雨と満潮が重なったときにどうなるかといった部分も考えるべきではないでしょうか。 2 番 宮田委員 今回の申請者である事業所がどういった実績があるのか、会社の説明、どういった事業計画があるのか等は聞くことはできないのでしょうか。 森本主幹 法人の登記簿は出されています。会社の設立は令和2年11月25日で、所在地は高知市で再生可能エネルギーによる発電事業及びその管理、運営及び電気の供給販売等に関する事業、再生可能エネルギーによる発電事業に関するコンサルティング事業、再生可能エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買、輸送、及び再生可能エネルギーによる発電システムの開発等で、資本金、役員等が記載のものが出されていますが、この法人としての実績はありません。事業費のほぼすべてを大阪に本社のあるゼネコンが出資しております。 1 3 番 谷脇（裕）委員 大阪の法人の子会社になるのでしょうか。
--	---

	森本主幹 開発者から聞くとところによると、地元で事業申請をする際、事業所を作って、転用許可からは全面的にコンサルが出てくるといった形で考えているそうです。 13番 谷脇（裕）委員 大阪の会社がこちらのコンサルに依頼して場所を探したのか、こちらの代理人が場所を探して大阪の会社の方に依頼したのか、どちらでしょうか。 森本主幹 申請からはそこまでは分かりませんが、資金面に関しては、中堅のゼネコンがついていくということになっています。 16番 中西会長 申請地は広いですが、隣接する農地はないでしょうか。 国広局長 周辺農地は、農地の広がりの方断要件とは別の考えです。川を挟んで30m離れていても、対岸の農地は周辺農地になります。国道の前も周辺農地という考えです。 16番 中西会長 その周辺農地の所有者の意見は必要ないのでしょうか。 国広局長 高橋委員から意見があったように、30m離れていてもチップ工場に木材を置くため、風などで周辺農地へ影響を及ぼす可能性もあるので、周辺農地の同意を省略するのはどうかと考えています。周辺農地の同意を条件として求めるのかといった意見もあるかと思っています。 11番 谷本委員 チップ工場ができた際、雇用が発生する等の面も考慮した方が良くかと思っています。 国広局長 農業委員会としては、あくまで農地を守るという立場での判断になります。 7番 古谷委員 農業委員会としての判断基準としてはどうかとは思いますが、地域の意見として、反対
--	--

	があったりはしないのでしょうか。 国広局長 当初の木材バイオマス発電所として申請予定だった時点では、環境保全課の市条例により、周辺集落の同意が必要でしたが、チップ工場に変更になったため、同意は必要なくなっています。周辺の農地以外の集落にも同意を求めるとする案もあり、県にも相談しましたが、周辺住民への説明は企業が行い、その中でどうなるかであり、農業員会としては農地に関してのみ意見をする事になります。 13番 谷脇（裕）委員 事業計画と違うものが建った場合はどうなるのでしょうか。 国広局長 計画が変わった場合は取り下げになります。 2番 宮田委員 嵩上げて工場を建てるという話を聞いていますが。 森本主幹 計画上は、桜川の堤防を兼ねた須崎市道までしか嵩上げする予定はないとのことです。 16番 中西会長 農業委員会としては、周辺農地の同意を貰った方がいいかと思います。 7番 古谷委員 申請地の所有者は同意しているとは思いますが、隣の農地の所有者からの同意を得るという条件付けが必要になるのではと思います。 森本主幹 隣の農地としては、設置している北側の農地は、所有者が申請地の所有者に含まれているので同意したものとして申請が出されています。また、それ以外の農地に関しては、市道と川を挟んで30m以上離れているので必要ないという形での申請になっています。 13番 谷脇（裕）委員 同意をもらうという条件を付ける必要はあると思います。
--	--

	3 番 高橋委員 整理番号⑧についてですが、除外の用途が墓地及び浄化槽となっていますが、墓地と浄化槽では用途が異なるものになるので、分けて出すべきではないでしょうか。 森本主幹 除外の案件としてはまとめて申請していますが、県に協議する際には、非農地と墓地という形で分筆して申請する予定のようです。
審 議	7 番 古谷委員 整理番号④について、地元の産業であり、実際に必要であるのであれば問題ないと考えます。 中西会長 それでは、整理番号①と整理番号②については承認する、整理番号③、整理番号④、整理番号⑦及び整理番号⑧については転用理由、面積、内容等が県との協議のうえ適当と判断されれば承認する、整理番号⑥については、支障があるということで、今回の変更は不適当としたいと思います。また、整理番号⑤については、除外の面積が広く、周辺に土地改良事業の土地もあるということで、周辺地域の農用地の営農に影響がないよう十分な配慮を行うとともに、周辺の農用地の営農者の同意も得ることとしたいと思います。また、関係法令も問題ないか確認したうえで、転用理由、面積、内容等が県との協議の上適当と判断されれば意義がないとしたいと思いますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 6 号 農用地利用集積計画について（諮問） の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第 6 号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】
補足説明	森本主幹 【整理番号 R 3－35 から整理番号 R 3－39 について別冊をもとに朗読】 利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。

	整理番号 R3-35 について、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は 5 人、うち 2 人が専従者となっております。整理番号 R3-36 について、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は 3 人、うち 3 人が専従者となっております。整理番号 R3-37 について、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は 5 人、うち 2 人が専従者となっております。整理番号 R3-38 および R3-39 については、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は 2 人、うち 2 人が専従者となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は、法人がないため、今回は対象ではありません。第 4 号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意について、R3-38 以外は所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。R3-38 については、3 名で共有している土地になります。利用権設定するものと、共有者である母が利用権の設定に同意しており、持ち主の 2 分の 1 以上の同意を得ており、問題はないと考えます。以上で、今回の申請 5 件について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
審 議	中西会長 この件につきましては継続となっており、問題はないかと思いますが、承認することに決定してよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第 5 号 農用地利用集積計画について（諮問） を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	国広局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】

	【報告事項[2] 農地法施行規則第29条第1項に係る届出について 議案書をもとに朗読】 議 長 中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。 そ の 他 竹下次長 活動記録簿について 高知大学からのアンケートについて 農業委員会全員研修について 閉会宣言 中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第12回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 4時8分 その真正なることを証して署名する。 議 長 10 番 12 番
--	---